

民俗文化財等の指定・保護の現状と課題

①奈良県の民俗文化財等の特性

1. 種別：国無形民7件・国有形民5件(全国13位・18位)
県無形民40件・県有形民23件、国選択無形民3件
国無形1件、県無形3件
2. 特徴：平安期から続く春日若宮おん祭を代表として、田楽、翁舞、風流踊りなど中世・近世初期に起源が辿れる文化財が多い。また村の宮座によって伝承される祭礼・芸能が多いため古文書等の歴史史料が豊富である。

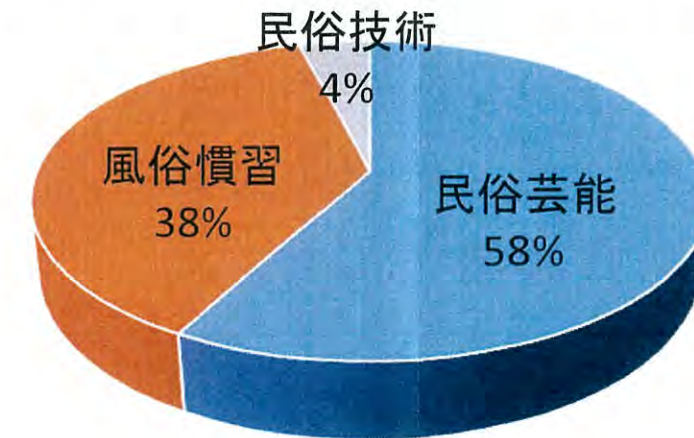
②現状と課題

1. 民俗文化財とは、風俗慣習(祭礼・行事)、民俗芸能、民俗技術(以上、無形民俗文化財)及びこれらに用いられる衣服や用具等のこと(以上、有形民俗文化財)。
2. 国と県の無形民俗文化財50件の内、風俗慣習19件(38%)、民俗芸能29件(58%)、民俗技術2件(4%)である。
3. 指定候補のための悉皆調査
「祭り・年中行事緊急調査」(平成18～20年度)
悉皆調査約250件／詳細調査103件
「民俗芸能緊急調査」(23～25年度)
悉皆調査約200件／詳細調査79件
4. 無形民俗文化財50件中、現在は5件が中止、1件が大幅に行事を縮小している。
5. 市町村により収集された民具が調査・整理による資料化が遅れている。
6. 無形民俗文化財50件の内、映像による記録は36件で、これは平成29～31年度にデジタル化し、順次公開する予定である。また未指定の文化財についても、記録保存をはじめとした、新たな保存・活用の必要がある。
7. 民俗文化財は伝統的な地域社会の人々が直接的に長年支え、伝承してきた無形の文化財である。そのため地域社会の再生と人々の新たな動機付けを促すような施策が必要である。

③今後の展望と長期計画

1. 指定文化財の記録保存(映像・報告書)の充実と公開・活用、舞台等における実演・公開機会の拡大による伝承活動への支援。
＜例＞保護団体による連絡協議会の結成と芸能大会の開催による一般への公開と伝承への動機付け。
2. 近年増加している舞台化による過度の現状変更への対応と公開費用の充実。
3. 国指定(無形民俗)、国登録(有形民俗)に向けた市町村との連携・協力の充実。
4. 記録選択・登録等の制度を新たに設け、調査と映像による記録保存を目指す。
5. 無形文化財に関しては、産業振興課と役割分担をして充実を目指したい。
6. 映像や写真、報告書等のデジタル化の推進。

国・県指定民俗文化財種別割合



民俗文化財指定の基準(案)

1. 奈良県における民俗文化(地域文化・庶民文化)を代表するもの
2. 地域の人々が日常生活の中で生み出し、継承してきたもの
3. 地域の歴史的、文化的、民俗的特質を表すもの
4. 地域共同体の積極的な関与が認められるもの
5. 将来の行事の継続や資料の保存等の確実性が担保できるもの

史跡等指定の現状と課題

①奈良県における史跡等指定の特性

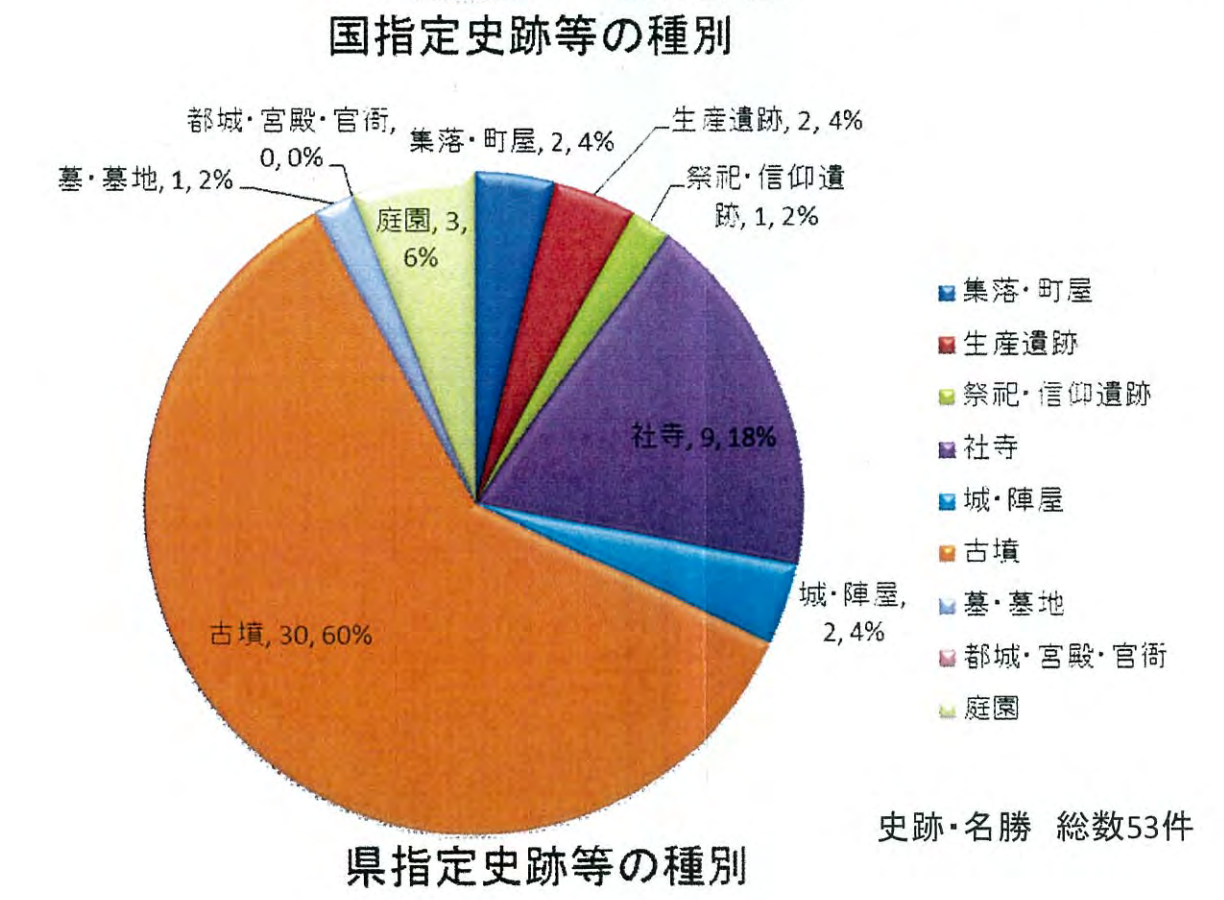
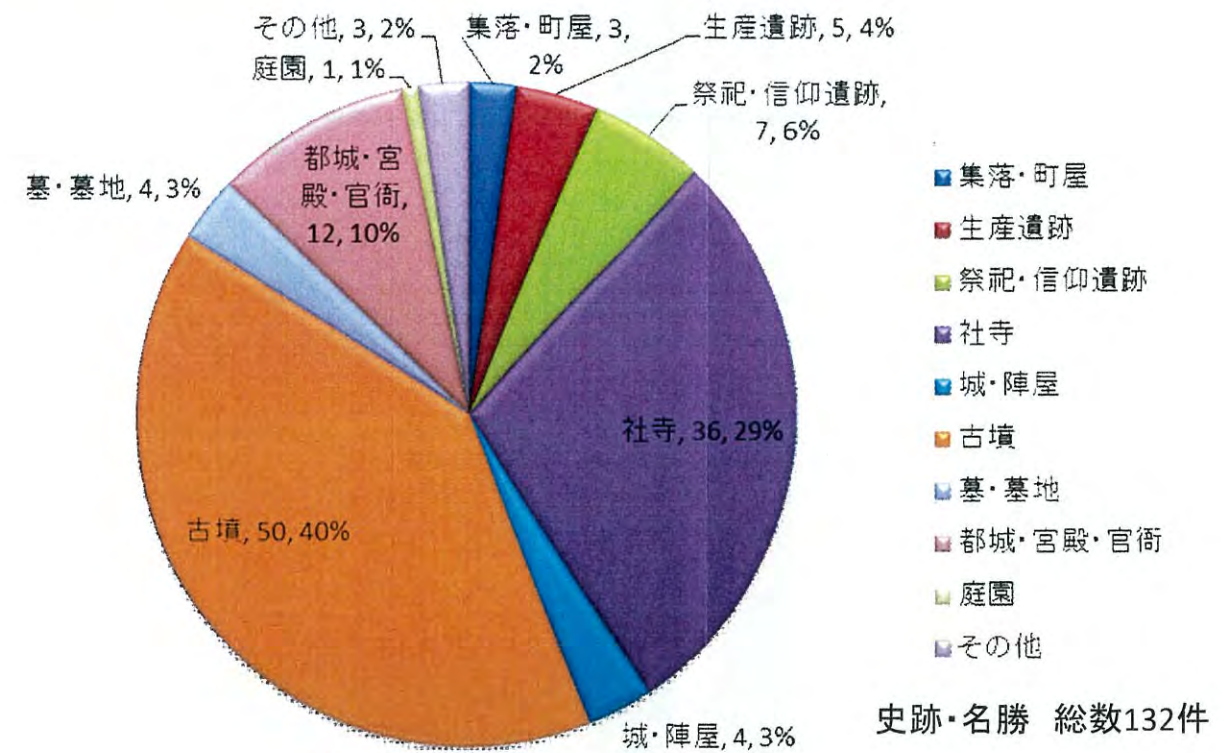
1. 種別: 古墳・社寺が多い。
2. 時代: 古代のことが多い。
国史跡の88%、県史跡の90%が奈良時代以前。
3. 件数: 史跡の国指定件数は全国1位。

②現状と課題

1. 種別の偏りは、古墳や寺院・神社の境内地などが文字通り「記念物」として明確であることが大きな要因。時代の偏りはこれに連動。
2. 史跡等は「土地」を指定する。その意味で、もっとも地域に根ざした文化資源といえる。
3. 開発に伴う事前の発掘調査などで新たに価値が見いだされ、指定されるケースも多い。
4. 市町村指定→県指定→国指定という指定の流れが必ずしも確立していない。市町村における積極的な範囲確認調査の実施や、その前提となる専門職員の配置など体制強化を促す仕組みが必要。

③今後の展望

1. 考古学的遺跡から古戦場まで、史跡等の指定対象は本来多様であり、種別や年代のバランスに留意しつつ、多様な実態に柔軟に対応可能な指定基準に関する議論が必要。
2. 膨大な数の埋蔵文化財包蔵地の中から新たな価値を見だし、保護の措置を広げていくためには、市町村指定の拡大が不可欠。市町村における文化財保護の積極的な取り組みを支援するための仕組みが必要。



史跡等整備の現状と長期計画

①史跡等整備の特性

1. 事業者は市町村が大半(※右のグラフ)
2. 指定 → 公有化 → 整備 の手順が原則
3. 整備(活用のためのプラスアルファ) > 修理(原状に戻す)

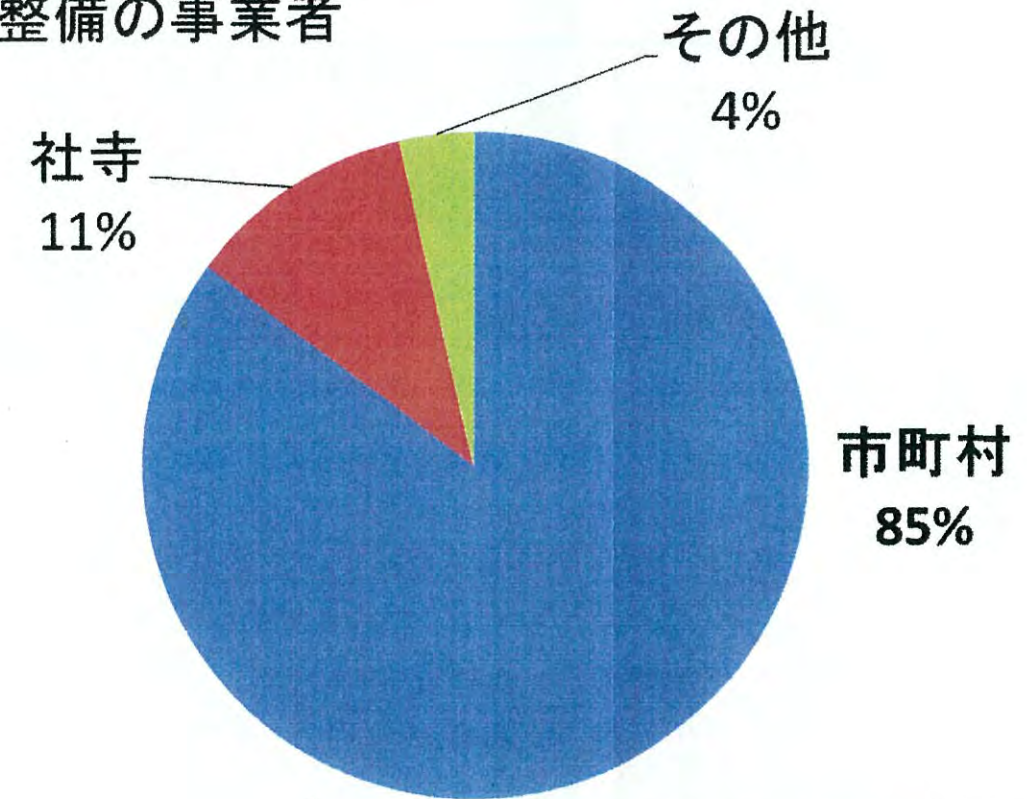
②現状と課題

1. 市町村による公有化・整備事業が長期化する傾向
2. 交通アクセスなど周辺基盤整備とのバランスの問題
3. 整備後の維持・管理に要する後年度の財政負担
(一般的な維持・管理+復元建物・露出遺構等の経年劣化への対応(修理))

③今後の展望

1. 地域の文化資源としての史跡等の整備を求める声は高まっており、今後件数の増加が見込まれる。
2. 市町村による総合計画や、県とのまちづくり協定などのマスタープランにしっかりと位置づけられた、まちづくりの中でのバランスの良い整備が求められる。
3. 整備は「活用」のための方策の側面が強いが、損傷や劣化により緊急に修理的な整備が必要なケースもある。多様な実態に柔軟に対応可能な採択基準が必要。

史跡等整備の事業者



※H30年度予定。国・県指定。公有化・天然記念物調査・食害対策含む(H29年度文化財保存活用認定会議に付議された案件数による。)

史跡等整備の採択基準

1. 損傷や劣化など緊急度の高いもの
2. まちづくり総合計画等のマスタープランに位置づけられているもの(社寺等の場合は境内整備計画等)
3. 世界遺産、特別史跡、希少性が高いなど、価値が高いもの
4. 知名度、観光ルートへの組み込みなど、活用期待度が高いもの

「文化審議会文化財分科会企画調査会 中間まとめ」に関する意見

団体名： 奈良県地域振興部 文化資源活用課
奈良県教育委員会 文化財保存課

ページ番号及び項目等	意見及び理由
<p>2～5ページ II 文化財の保存と活用に関する基本的な考え方 文化財保護法は、その目的を「文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」と規定しており、保存と活用は文化財保護の重要な柱と考えられている。</p>	<p>文化財の活用により、地域住民の文化財に関する重要性の認識が培われて初めて、文化財保存に対する地域住民の理解を得られ、行政機関のみによるものではない、真の意味での、国や地域全体での文化財の保存と継承が実現できる。 左記の記載のような保存ありきの活用ではなく、また、単に両者が並列的な2本の柱というものでもなく、当中間とりまとめ全般に関わる活用と保存の重要性に関する基本認識を転換させ、むしろ「活用を前提とした保存」を進めていくべきである。 なお、左記のような保存を重視した記載は、左記のみならず全編に及ぶことから、「活用を前提とした保存」との観点での再整理が必要と考える。</p>
<p>3～5ページ III これからの時代にふさわしい文化財の継承のための方策 1. 総合的な視野に立った地域における文化財の保存・活用の推進強化 (1) 必要性と対応の方向性 国や都道府県の取組の重要性はもちろんだが、文化財やその所有者に最も身近な行政主体である市町村のレベルで、地域住民と緊密に連携しながら消滅の危機にある文化財を掘り起こし、地域一体で計画的に保存・活用に取り組んでいくことが極めて重要である。 しかしながら、市町村の文化財部局は人手不足であり、少人数の職員が、専門性の異なる多種多様な文化財を一手に担っていることも多い。 (2) 具体的な方策 (ア) 市町村による基本計画の策定 ○都道府県の役割 都道府県は、基本計画を策定する市町村への指導助言や、小規模な市町村の基本計画策定への支援、広域での連携、研修の実施や人材育成などにおいて積極的な役割を果たすことが期待されるが、今後、都道府県と市町村の役割分担の在り方なども含め、引き続き検討が必要である。</p>	<p>地域に点在する文化財を観光資源などとして活用するためには、面的に文化財を把握して発信すること等が必要であり、国も平成29年6月9日閣議決定「未来投資戦略2017」などにおいて面的な整備・活用の方針を示してきた。 このように市町村をまたがる対応がもとより避けられないうえ、「中間まとめ」でも指摘されているとおり、市町村文化財部局は人手不足などの問題も抱えている。このため、都道府県には、文化財保護分野において、「中間まとめ」で指摘されている市町村間の広域的な調整、補完的な役割以上に積極的な役割が求められており、具体的には、これまで市町村文化財部局が担ってきた業務そのものに関与していくことが不可欠となっている。実際、本県においては、知事部局に設けた文化資源活用課がデータベースの整備、情報発信など県域にわたる文化財活用の中心的役割を担ってきた。 このような状況の下、市町村のみではなく都道府県をも基本計画の策定主体として位置づけることをはじめとして、都道府県の積極的な役割を法令上明確に位置づけるべきである。</p>
<p>10～11ページ III これからの時代にふさわしい文化財の継承のための方策 2. 個々の文化財の計画的な保存・活用と担い手の拡充 (2) 具体的な方策 (ウ) 国宝・重要文化財(美術工芸品)の適切な公開の在り方 材質が脆弱なものが多い美術工芸品については、平成8年に「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項」(※)を策定し、国指定文化財の公開日数や移動回数などを示し、これに基づき適切な取扱いを行うことが望ましいとしてきたが、展示設備等の技術的な進歩や公開ニーズの多様化などを踏まえ、よりきめ細かな取扱いとすることが望ましいと考えられる。例えば、保存状態に問題がない場合、石、土、一部金属品等については、公開日数の上限を延長することや、公開日数を目安としたうえで個別対応において専門的な助言を得ながら更に延長することがあり得ることを明確にすることなどが考えられる。 (※) き損の程度が著しいものは、抜本的な修理が行われるまで公開をしないこと、その他、原則として公開回数は年間2回以内、公開日数は延べ60日以内、たい色や材質の劣化の危険性が高いものの公開日数は延べ30日以内、公開のための移動は原則として年間2回以内とされている。</p>	<p>国宝・重要文化財について、所有者による保管施設における公開以外の公開等については、「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項」等により、いわゆる「60日ルール」に服することとされてきた。 その見直しとして公開日数の上限を延長するに当たっては、海外の美術館・博物館と協力して展覧会を開催するなど国際交流の取組みの妨げとならないよう、海外における展覧会の通常の会期幅等をも念頭に、大幅な延長を検討すべきである(たとえば原則90日とするなど)。(注) また、「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」に盛り込まれている修理現場の公開(修理観光)の推進につなげる等の観点から、施設環境や人的体制が整っている文化財等修復施設である場合については常設展示を行えるようにする等、公開日数の上限の延長にとどまらず、「60日ルール」の適用範囲そのものを弾力的かつ抜本的に見直すべきである。 (注) 本県は、2019年にフランス・ギメ東洋美術館とイギリス・大英博物館の2箇所の海外著名美術館・博物館で国宝・重要文化財である仏像等の展覧会を計画しているが、いずれも、「60日ルール」の制約により、会期が60日未満と通常の展覧会の会期より短いものとなる予定。</p>
<p>12ページ IV その他推進すべき施策 (1) 地方公共団体の体制充実 現在でも、文化財の総合的な把握や、多様な関係者と連携した保存・活用などに積極的な役割を果たしている地方公共団体もあるが、そのような地方公共団体の役割や任務は、必ずしも文化財保護法上明確となっていないため、改めて明確化することも検討が必要である。 なお、文化財保護の所管は教育委員会となっているが、景観・まちづくり行政や観光行政など他の行政分野も視野に入れた総合的・一体的な取組を可能とするため、地域の選択で首長部局も文化財保護を担当できるような裁量性の向上についても検討が必要である。ただし、平成25年12月13日文化審議会文化財分科会企画調査会報告「今後の文化財保護行政の在り方について」において挙げられている、文化財保護に関する事務の管理・執行において担保すべき観点(専門的・技術的判断の確保等)を十分に勘案して検討することが必要である。(※) (※) 平成25年12月13日文化審議会文化財分科会企画調査会報告「今後の文化財保護行政の在り方について」において、「どのような機関が文化財保護に関する事務を管理し、及び執行することとなる」としても、下記の4つの要請を十分に勘案し、これらをどのように担保するかという観点から制度設計を行うべき」とされ、4つの要請として、「専門的・技術的判断の確保」「政治的中立性、継続性・安定性の確保」「開発行為との均衡」「学校教育や社会教育との連携」を挙げており、これらの要請に対応できるような仕組みを検討することが必要である。</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、文化行政について、地域の実情や住民のニーズに応じて、「地域づくり」という観点から他の地域振興等の関連行政とあわせて地方公共団体の長において一元的に所掌することができることとされているが、文化財保護はその範囲から除かれており、首長部局に事務委任や補助執行させることができるにとどまっている。 このような状態のまま、「中間まとめ」が指向するように保存と活用を文化財保護の重要な柱として位置づけていくこととなれば、首長部局で文化財の活用を主導している現状について法令上の位置づけががえって曖昧になりかねないことから、そのようなことにならないよう、法令上の明確化を必ず行うべきである。 このように保存と活用を文化財保護の重要な柱として一体的に位置づけていくのであれば、この際、地域の選択で首長部局も文化財保護を担当できることとする法令改正を、今後の検討事項として先送りすることなく、今回の文化財保護法見直しにあわせて優先的に措置すべきである。 (参考条文) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (職務権限の特例) 第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。 一 スポーツに関すること(学校における体育に関するものを除く。) 二 文化に関すること(文化財の保護に関するものを除く。) 2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。</p>

文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について (第一次答申)

検討の背景及び文化財の保存と活用に関する基本的な考え方

- 我が国においては、文化財保護法により有形・無形の文化財について体系的な施策が講じられ、所有者等の尽力により文化財保護の成果が上げられてきた
- 一方で社会状況は急激に変化し、過疎化・少子高齢化の進行により豊かな伝統や文化が消滅の危機。これまで価値付けが明確でなかった未指定文化財も対象に含めた取組の充実や文化財継承の担い手を確保し社会全体で支える体制づくりが急務

↓

今後、多くの人々が参画し、社会状況の変容に伴い危機に瀕した文化財について、地域の文化や経済の振興の核として未来へ継承する方策を模索することが必要

これからの時代にふさわしい文化財の継承のための方策

1. 総合的な視野に立った地域における文化財の保存・活用の推進強化

(地域における文化財の総合的な保存・活用に係る計画の策定等)

- 個々の文化財の指定等の現行制度の一層の推進に加え、地方公共団体が、未指定も含めた域内の文化財を把握し、地域で協力して総合的にその保存・活用に取り組む制度が必要
- 都道府県が策定する大綱的な方針・計画等

都道府県は、国が策定する指針等を踏まえて域内の文化財の総合的な保存・活用に係る大綱的な方針・計画（以下、「大綱」という。）を策定できる

 - ・大綱記載事項

都道府県としての域内に所在する文化財の総合的な保存・活用に関する取組の方針や必要な措置、広域的な地区ごとの取組、災害発生時の対応、域内の市町村による地域計画策定への支援方針等を記載
 - ・都道府県の役割

都道府県は市町村の計画策定の助言や広域連携のほか、未策定の市町村における文化財の保存・活用に係る取組に対し、積極的な役割を果たす
- 市町村が策定する地域計画

市町村は、国が示す指針等に基づき、都道府県が大綱を策定している場合には大綱を踏まえつつ、単独で又は他の市町村と共同し、地域の文化財に関するマスタープランとして、域内の文化財の総合的な保存・活用に係る計画(以下、「地域計画」という。)を策定できる

 - ・計画記載事項

地域の文化財の総合的な把握の上で、文化財を核として地域が取り組むべき方向性や文化財の保存・活用のために必要な措置等を記載
 - ・策定手続

計画の策定・変更や計画実施に係る連絡調整のため、市町村は都道府県をはじめ関係者で構成される協議会を組織。協議会は当該市町村の関係部局、都道府県、博物館、文化財所有者、地域住民、NPO等の民間団体、商工会、観光関係団体、学識経験者等で構成

地方文化財保護審議会への意見聴取を必須とし、必要な場合は文化財の所有者等とも調整。地域住民の声も適切に反映
 - ・国による認定等

市町村は、都道府県を経由して国に地域計画の認定を申請でき、国が一定の要件を満たす計画を認定。認定された場合の制度上の効果として、計画認定された市町村の国に対する文化財の登録の提案、必要な事務体制のある一般市・町村による手挙げ式の事務の実施の特例の2点につき措置
 - ・民間の推進主体となる団体

市町村が、地域計画の趣旨に沿って活動する団体を指定できる

2. 個々の文化財の計画的な保存・活用と担い手の拡充

- 文化財ごとに保存・活用の考え方や保存・活用のために必要な事項等を明確にし、所有者等の文化財の維持・管理・活用・伝承等の自主性・的確性向上が必要。このため現在も国指定重要文化財建造物等で作成を推奨している、**個々の文化財の「保存活用計画」を制度上に位置付け**
 - ・計画の記載事項:文化財の現状(所在地・所有者・保存状況等)、保存管理上の留意事項や修理・活用の方針、保護継承の方針等(詳細は文化財類型ごとの特性を踏まえ整理)
 - ・国の認定等:計画の内容を国が確認し、認定するとともに、認定計画の中に記載された保存・活用の具体的な行為については、計画認定後に要する諸手続を弾力化
- 文化財は日常的な管理の負担が大きく、所有者だけでは十分な管理や公開など活用が難しい場合もあり、**現行の管理責任者制度について、使いやすく実効性のある制度とすることが必要。**
 - ・管理責任者について、管理の責任のみならず文化財の保存及び活用全体として所有者を支援できるとし、所有者に対し保存活用計画の作成・変更を提案できる権能を付与
- 国宝・重要文化財(美術工芸品)の公開に関する取扱要項について、技術の進歩や公開ニーズに対応**するため、材質等によって公開日数の上限を延長
 - ・第三者が重要文化財等を公開する際、年間の公開日数は延べ60日以内等の一律の基準であったところ、石、土、金属等(金属は一部製品に限る)で作られたものは、公開日数の上限を150日に延長等
- 文化財の保存と活用を両立させるため、活用に当たり必要不可欠な**文化財の取扱いや保存修理等の知識・技能等**に関して文化財所有者・管理団体、美術館・博物館等の**関係機関等からの相談を一元的に受ける国の窓口・センター的機能の整備**を検討

地方文化財行政の推進力強化

(地方公共団体の文化財に係る体制の充実)

- 文化財担当職員等の人材確保や資質向上のため、「文化財保護指導委員」の配置を都道府県だけでなく市町村にも拡大したり、専門性を重視した選任としたりすること等が必要

(地方文化財保護行政の所管)

- 地方における文化財保護の所管は教育委員会となっているが、**地方の判断で首長部局に移管できる仕組みを要望する声**が上がっている。文化行政全体としての一体性や景観・まちづくり等に関する事務との関連性を考慮し、文化財保護に関する事務を一層充実させるために必要かつ効果的な場合は、平成25年の文化審議会文化財分科会企画調査会報告で示された**四つの要請(「専門的・技術的判断の確保」「政治的中立性、継続性・安定性の確保」「開発行為との均衡」「学校教育や社会教育との連携」)**に対応できるよう環境を整備しつつ、条例により、**首長部局での事務の執行・管理も可能とすべき**
- 四つの要請へ対応するための環境整備として、移管する場合は**必ず地方文化財保護審議会を設置することを制度上明確化**。また、同審議会の機能強化も必要。加えて、専門的職員の配置促進や学校教育・社会教育との連携等により四つの要請への適切な対応が必要

<その他推進すべき施策>

- ・博物館等の役割強化、国際交流や訪日外国人、障害者への対応、文化財の魅力の発信強化や先端技術との連携(復元建物の在り方についての積極的な調査検討、文化財アーカイブや模写模造、高精細レプリカ、バーチャルリアリティー等に係る効果的な取組の普及等)

<中長期的観点から検討すべき課題>

- 第一次答申の後、速やかに検討に着手すべき事項
- ・文化財を守る技術・技能やそれを担う職人・原材料の確保、修理事業の質の維持向上と人材育成、文化財行政に携わる人材や学芸員等の育成のための施策 等

(仮称)奈良県国際芸術家村 全体イメージパース

平成30年2月9日
奈良県国際芸術家村構想等検討委員会



趣旨

過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。

概要

1. 文化財保護法の一部改正

(1) 地域における文化財の総合的な保存・活用

- ① **都道府県**は、文化財の保存・活用に関する総合的な施策の**大綱**を策定できる
【第183条の2第1項】
 - ② **市町村**は、都道府県の大綱を勧案し、文化財の保存・活用に関する総合的な**計画**（文化財保存活用地域計画）を作成し、**国の認定**を申請できる。計画作成等に当たっては、住民の意見の反映に努めるとともに、**協議会**を組織できる（協議会は市町村、都道府県、文化財の所有者、文化財保存活用支援団体のほか、学識経験者、商工会、観光関係団体などの必要な者で構成）
【第183条の3第1項、同条第3項、第183条の9】
- 【計画の認定を受けることによる効果】 【第183条の5、第184条の2】
- ・国の登録文化財とすべき物件を提案できることとし、未指定文化財の確実な継承を推進
 - ・現状変更の許可など文化庁長官の権限に属する事務の一部について、都道府県・市のみならず認定町村でも行うことを可能とし、認定計画の円滑な実施を促進
- ③ 市町村は、地域において、文化財所有者の相談に応じたり調査研究を行ったりする民間団体等を**文化財保存活用支援団体**として指定できる
【第192条の2、第192条の3】

(2) 個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し

- ① 国指定等**文化財の所有者**又は**管理団体**（主に地方公共団体）は、**保存活用計画**を作成し、国の認定を申請できる
【第53条の2第1項等】
- 【計画の認定を受けることによる効果】 【第53条の4等（税制優遇は税法で措置）】
- ・国指定等文化財の現状変更等にはその都道府県の許可等が必要であるが、認定保存活用計画に記載された行為は、許可を届出とするなど手続きを弾力化
 - ・美術工芸品に係る**相続税の納税猶予**（計画の認定を受け美術館等に寄託・公開した場合の特例）
- ② 所有者に代わり文化財を保存・活用する**管理責任者**について、**選任**できる要件を**拡大**し、高齢化等により所有者だけでは十分な保護が難しい場合への対応を図る
【第31条第2項等】
- #### (3) 地方における文化財保護行政に係る制度の見直し
- ① 下記2.により地方公共団体の長が文化財保護を担当する場合、当該地方公共団体には**地方文化財保護審議会**を必置とする
【第190条第2項】
 - ② 文化財の巡視や所有者への助言等を行う**文化財保護指導委員**について、都道府県だけでなく**市町村**にも置くことができることとする
【第191条第1項】

(4) 罰則の見直し

- ① **重要文化財**等の損壊や毀棄等に係る**罰金刑**の引き上げ等
【第195条第1項等】

2. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正

地方公共団体における**文化財保護の事務**は教育委員会の所管とされているが、条例により**地方公共団体の長**が担当できるようにする
【地教行法第23条第1項】

施行期日

平成31年4月1日